

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第48号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第53号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生文教常任委員長、伊藤英雄君の報告を求めます。

3番。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

○厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 厚生文教常任委員長、伊藤英雄です。

厚生文教常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

2) 議第54号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

6月28日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より糸賀健康福祉課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

2) 議第54号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長(森 温繁君) ただいまの厚生文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって、厚生文教委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

[建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇]

○建設経済常任委員長(鈴木 敬君) 建設経済常任委員会の審査報告をします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

2. 審査の経過。

6月28日、第3委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より宮本建設課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ただいまの建設経済常任委員長の報告に対して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長、土屋勝利君の報告を求めます。

9番。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 総務常任委員長、委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第48号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

6) 議第53号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

6月28日、29日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より石井市長、渡辺助役、出野市長公室長、土屋総務課長、高橋税務課長、河井市民課長、村嶋出納室長、関議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第48号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

2) 議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

3) 議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

4) 議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

5) 議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

6) 議第53号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

以上で報告を終わります。

○議長(森 温繁君) 総務常任委員長、自席へお戻りください。

次に、議第49号については、土屋誠司君から会議規則第98条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されております。少数意見書の報告を求めます。

15番。

〔15番 土屋誠司君登壇〕

○15番(土屋誠司君) 6月29日、総務常任委員会において、私と小林議員と少数意見として留保いたしました。それを私が代表して報告させていただきます。

少数意見報告書。

6月29日の総務常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第98条第2項の規定により報告します。

記。

1. 議案番号 議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい

て。

下記の理由により、本案は加入者の負担の軽減を図り国保事業の抜本的な改革を進めるため修正可決すべきものとする。

修正点は原案の所得割100分の8.15を100分の8.00に改め、均等割額及び平等割額はそれぞれ1,000円を減額し、市民負担の軽減を図るものである。また、これに伴う6割4割の軽減額に連動を来すものである。

## 2. 意見の要旨。

下田市の国民健康保険は、社会保険等に加入できない農林漁業者や商店経営者等の零細な自営業者が加入し、相互に医療費を負担しながら健康と生命を守っていく大切な制度である。

加入者数は、全人口のほぼ半数に当たる1万3,000人を超え、加入世帯は7,000世帯を超えている。近年、この国保事業が加入者の高齢化等による医療費の増高、介護保険制度の導入による介護保険料の同時徴収等から、加入世帯の負担に耐えられない状況が広がっている。平成16年度末の国保税の滞納は3億6,000万円余になろうとしている。実に1,000世帯を超える加入者が滞納している。

これは、長年にわたる国保税の税率改正に伴う税負担の増大と加入者相互に助け合う保険制度に対する意識の低下があり、十分に納税できる世帯でも滞納が広がっている。

国保会計の健全化のためには、少しでも加入者の負担を軽減させ、全体で制度を支え合う必要がある。

昨年に引き続き本年も大幅な税率改正が提案された。理由は、医療費の増高、加入世帯の所得の減少、そして国庫負担制度の変更による県交付金の1%減などが説明された。市当局による増税では、所得が100万円ですべて2人世帯で試算してみると、実に所得の15.7%、金額で15万7,000円を超える大変な税額となっている。これではますます滞納が広がることは確実である。

したがって、一般の加入者の平成17年度の予定徴収率は、90%そこそこで、年度末には1億円余の滞納が生じることになる。まさに平成17年度末は、4億円を超える莫大な滞納が生じ、国民健康保険制度そのものの存立にもかかわるような事態に立ち至ることは確実である。以上のとおり、まじめに納税している加入者に滞納分も上乗せした改正であることは、明らかである。また留保されている県の交付金は、9月において交付要綱が整備され、本年中には各市町村に交付されることが確実である。したがって、その金額約2,000万円近くは、交付されないものとして増税に盛り込んだことは、原則的に誤りである。

以上の実情から零細な自営業者を中心とする加入者の税負担を少しでも軽減させる努力が執行当局、議会に課せられた責務であると思う。また4億円に達しようとする滞納を抱える国保財政の抜本的な改革、さらには市民の健康を守る施策の一層の推進など、国保の抜本的改革を進めるのに避けてとおれない課題である。総務常任委員会に提出した修正案は、こうした立場から提案したものであり、この修正案によって約2,000万円近く（一世帯当たり3,000円）の減額になるものである。

なお、この修正によってあえて補正予算の修正を求めないのは、計上されている一般被保険者の現年課税分については、1、2%の徴収率の向上によって確保出来ると考えたからである。特に徴収率の向上を求めるのは、厳し過ぎるという意見もあるが、あえて行財政改革、財政再建の本市が掲げている課題を成功裏に進めるために数値目標を明確にすることが大切であると考えたものである。

以上、報告を終わります。

○議長（森 温繁君） 少数意見者、自席へお戻りください。

総務常任委員長、登壇願います。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○議長（森 温繁君） それでは、総務常任委員長の報告に対し質疑を許します。

1番。

○1番（沢登英信君） まず議第48号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、審議の内容をお尋ねしたいと思います。

この条例改正案は、ご案内のように20年以上の勤続をされて退職される方に対する特別昇給の一部アップでございます。したがってこの6条には、（1）で、公務のため死亡し、または重度心身障害者となった場合、そして20年以上の場合。また（3）では、職制もしくは職員定数の改廃または予算の減少により改廃または過員を生じた結果退職する場合と。大変重い、そういう意味では20年の勤続一生懸命やってくださったと職員を評価しようと、殉職するような方と同じように位置づけている。そういう条例の一項かと思うわけでございます。

そのような大変重い、しかも退職金というのはご案内のように給与の後払いと言ってもいいような内容かと思うわけでございます。そういうものを年度の途中で廃止をしてしまうということについてどのように議論をされたのか。しかも組合が認めると言いつても、具体的な対象者は、すぐ、すべての人にかかわるわけではなくて、この改廃によりすぐに実害を

受ける人が出てくるわけですので、そういう人の心情や思いをどのように受けとめ審議をしてきたのか。

第3点目としましては、さらにこれが1,000分の140という形で20年にわたるわけですから、長い間静岡県の市町村退職手当組合に負担金を支払い、退職したときに退職金として上積みしようとして、こういうことで既に納入をしてきているものでございます。何らの、このことによって市の財政が特別な負担金を出さなければならないというようなことがない、こういう実態の中で、この時点でなぜ廃止をしなければならないのか。そういう意味ではやはりこの退職手当組合全体で話し合っ、負担金を少なくするなり、その措置をどうするかということの議論の末にこの改正案が出されるべきものと考えます。そういう点でいきまして、この六十数団体に上ります退職手当組合の加入団体のうち、下田市と同じような措置を取ろうというような団体が何団体あったのか。ない団体についてどのように打ち合わせや調整をされたのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、議第49号の国民健康保険の方の質問も併せて行ってよろしいでしょうか。

下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをしたいと思います。今回の改正が、昨年の13%余にわたります改正に引き続きまして値上げの改正案である。しかもその特徴は、大変不景気の中で所得割の課税が現行のままでは昨年よりもむしろ少なくなってしまう。平成16年度は5億8,467万5,000円調定額があるけれども、そのまま平成17年度に据え置きますと5億6,222万5,000円だと。したがって、この所得が大変で所得割が減っているところを、7.4%を8.15%にさらに引き上げようと、ここに大きな今度の値上げ案の特徴があるかと思うわけでございます。景気が悪くて所得が大変低迷していると。市民の。したがって国保税が確保できない。さらにその人たちに値上げをしていこうと、こういう特徴になっているわけでございますので、その人たちに対する配慮というものがどのように、まず議論がされたのかという点が1点でございます。

それに関連しまして、現年度の徴収率が90.5%と、昨年の当初予算におきましては91%余の予算を組んでおりますが、昨年度よりもより一層当初予算で徴収率を下げたこの予算が組まれているわけでございます。戦略会議をもちまして、何とかこの現況を切り開こうということの中では、徴収率を上げていくということが大きな戦略的な課題であり、目標でなければならないと思いますが、それをさらにその目標数値を下げている。したがって、1割の人たちが、もう徴収ができないと、徴収をしないというような姿勢が予算上にあらわれているわけでございます。この国保料の不足分を9割の人たちに、少数意見の中にもありますよう

に1割の人たちの払わない分も含めて徴収をしよう、課税をしようと、こういう予算になっているわけですので、そこら辺の矛盾をどのように審議され改善をしようとされたのか、第2点目の質問としてお尋ねをしたいと思うわけですので。

さらに、この当局の説明の中で、この国保の事業は、ご案内のように社会保険の大きな医療保険の制度の1つでございます。保険者は下田市ではありますけれども、社会保険という観点からは当然国・県が大きく関与をしてきている。その特徴は医療費の半分は国県が負担をします。あとの医療費の半分については保険料を中心にして賄いなさいと、このような仕組みになっているわけですので、財政調整負担金という国から来るべきお金が県の方を通して全額交付される。県の方でまだその交付要綱が定められていないからということで、その1%分は2,000万円余になるという状態でございますが、結局49%しか国から来る金を見込まず、51%分をこの新たな課税で市民に負担をしわ寄せしようと、こういう予算になっているわけですので。

この限りにおきましては、まさに国保の法律及び下田市のこの税条例や国保事業の法令に照らして、違反をしているとも言えるような予算の内容になっていようかと思えます。これらをどのように是正をするのか。法に触れるような予算の内容になっていると言えらると思うわけですので。その点をどう審議されたのか質問をしたいと思えます。

最後に、この29日の委員会の審議の中で修正案の検討というような話が出される中で、市長はこの委員会に出席を求められ、その発言の中で国保の運営協議会責任者の方が見えて、「修正をかけるようであればやめさせていただく」とこのように言っていると、このような発言をされました。まさにこの発言はぜひ委員会の議事録から当然削除すべきだろうと。また、市長に弁明をきっちり陳謝をさせるべきであると考えるものでございます。なぜなら委員会や議会の審議権を侵すものであるとこのように言えると思えますが、委員長の見解をお尋ねしたいと思えます。

○総務常任委員長（土屋勝利君） それでは、48号の指摘についてご報告させていただきます。

まずこの国家公務員の、既に昭和27年にこういう意向がされて地方自治体も国と同じように実施してまいりました。そして今回、国の法律改正というか廃止というような格好で出てきた、通達があったというような中で、静岡県、47都道府県の、全部廃止は未定でございますが、まずちょっと件数は約6割近くが廃止をする見込みであるというようなことでございました。

それでまた当局といろいろ討議をした結果、この実施に当たって職員組合とも7回程度の



会合を開いてきたというようなことで、また通常、今のこういう制度が民間との格差が大変大きな問題になっているというようなことで、特に大阪の職員の横領問題というようなことですから、大変国民の批判を受けたというようなことでございますので、また下田市管内の経済情勢を考えてみますと、大変一般の企業の方々は厳しい状況であるというような中で、市当局ともいろいろ詰め合わせをしましたが、そういう形でやむを得ずこれを廃止するというようなことで、一応結果がそういう結果ということでございます。

それと、先ほど負担率についてというようなことで、一切当局には負担率はかかってこないというようなお話でございましたが、実際に負担率はかからないけれども、平成15年度にもしこれを負担金の支給という、そういう格好でも実際には2億6,869万4,250円を負担して、これが平成15年度にはその手当分として3億9,836万2,122円という格好で16名に返ってくるというようなことでございますので、何ら今の時点ではあまり損をしたというようなことがないではないかというようなことですから、一応そういう経過でございました。

そしてこの廃止の件でございますが、随時熱海そして浜北、天竜、藤枝というように、この年度に3月以降、順次行われていくのではないかというようなことでございますが、県下では大変下田がトップを切ってそういうことをしたということでございます。

続いて国民健康保険の関係でございますが、確かに本年度13億円の値上げというようなことでございますが、特に所得の関係でございますが、大変下田市の所得の伸び率が悪く大変厳しい中でありますが、そういう中でなぜこの値上げをするのかというようなことでございますが、健康保険の支払いというものが大変年々伸びているというような中で、そして取り崩し基金もないというような中でこの予算が設定されたというわけでございますが、そういう中でできるだけ予算の掛け率というものを負担を少なくするようにということで、多少なりの修正は当局もしてありますが、そんな中でどうしても支出が年々膨らんでいるためにやむを得ずこういう形で決定をされたというようなことでございます。

そしてまた、今の1割の方々に未収金が、未納が大変あって、それが9割の方々に上乘せになっているということで、当局側にも徴収率のアップをしたらどうだというようなことでいろいろ討議はさせていただきましたが、現状として今のものを、それでは何%上げるといようなことはちょっと大変難しいことでもありますので、数字的には出せないが当局側としては努力をしていくということで、またその中で小林議員からもいろいろあれがありました。が、この今回新しく委員会をつくりました、課長さん方と市長の特別に委員会をつくって、その中でもまた当然この未収金の徴収率をアップするようやるべきではないかとそういう

意見も出ましたので、当局側もその辺は今後十分に対応してくれるものと思います。

あと国県の支給率の関係でございますが、先ほど国からの補助金が既に9月でなければこの決済ができないというような中で、その2,000万円の未達分というか国の交付金を予算上に組み込むことはちょっと当局側としても、例え予算であり、まだ決定をされていないものでありますので、今回はそれは予算上に組まずに、また来たときの、国からのはっきりした支給が決まり次第そこで検討し、また国民健康保険の方に入れていくというような形のため、今回そういう未確認なものは予算上に繰り入れなかったということでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

---

午前10時48分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長の答弁を求めます。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） ただいま沢登議員からの質問に対して、ちょっと私も耳が悪いので聞き取れないところがありましたので失礼させていただきました。

先ほど運協についてご質問がございましたが、確かに委員会におきまして市長さんからそういうお話は聞きましたが、我々としては当委員会においては何らそれについて討議をしたわけでもなし、問題がないと思ってそのままの形で終わりました。

以上です。

○議長（森 温繁君） 1番。

○総務常任委員長（土屋勝利君） ちょっとすみませんけれども、まことに申し訳ないけれども、1点ずつちょっと言ってくれますか。私もちょっと聞き取れないところがあると思うので。

○1番（沢登英信君） では1問ずつでね。

それでは48号に限ってとりあえずお尋ねを、再質問をさせていただきます。

やはり6割のこの自治体がこの特別昇給を廃止したということは、国の指導等々の結果だということは言えようかと思えますけれども、事例として挙げました熱海や伊東市につきま

しては、この静岡県の退職手当共済組合には加入がしていないわけです。したがって、廃止をすれば自らの財政がそれだけ切り詰めることができるという事情にありますけれども、退手組合に入っている市町村につきましては、既に毎年々掛金を掛けているわけです。1,000分の140という負担金を払っているわけです。それに伴って20年以上勤務すると退職金の上積みがあると、こういう制度になっているわけですので。そういう意味で、この退職手当組合のどことどこが下田と同じような状態を保っているのか。下田だけではないかと。

具体的に当局は国や県の言うことのみを顔に向けて意見を取り上げて、職員の実際の、長い間頑張ってきた職員の給与やその体制について思いをはせていないと、そういう姿勢こそ問題ではないかと。そこの議論がどのようにされたのか。具体的にどことどこの町村が下田と同じようなこの退手組合の中の町村が措置をとったのか。これは先ほどの質問の第1点目で回答がいただけていないという点であります。

○総務常任委員長（土屋勝利君） ただいまのその点につきましては、論議をされておりますが……。

〔「伊東は入っていないのではないか」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 伊東は入っていないですね。

〔「熱海も入っていない」と呼ぶ者あり〕

〔「暫時休憩して意見を調整した方がいいのではないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 答えられますか。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長の答弁をお願いします。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 先ほど、市については一応裾野ですか、そういうところが出てまいりましたけれども、あと市町村についてはしなかったと思いますので。討論しませんでした。当局の答弁はなかったもので。調べていなかった。

○議長（森 温繁君） 1 番。

○1 番（沢登英信君） そういう意味では、職員の大変長い間の勤務に対する評価というこの内容になるわけでございますので、きっちり調べてきっちりやはり議論をしていただきかけた要望を申し述べて、次に国民健康保険税の一部改正の方に質問をしたいと思っております。

やはり今度の予算の大きな問題点は、医療費のそれぞれ国が税額で50%市民に負担を願うと、ここが大きく崩れているということでございます。51対49になっている。しかも金額にして2,000万円を超える額を市民の負担にお願いをすると。この少数意見の先ほどありましたように1世帯当たり3,000円内外の負担をこのために余分に課税をすると、こういうことになっているわけですので、法的に見て、これはもうまさにこの予算は違法の嫌があると、問題があると。

なぜならば、医療費の半分は社会保険として国がきっちり面倒を見ると、国県が面倒を見ると。あとの50%の医療費はそれぞれの加入者に、被保険者の世帯に負担をしていただくと、こういう仕組みを大きく崩しているわけです。もしその税額がわからないということであれば9月の県議会ということであるわけですので、9月の県議会の内容を待って予算の確定をすると、値上げの確定をすると、こういう姿勢が当然であると思うわけですが、なぜ違法な形のを押し通そうとしているのかという点についてまずお尋ねをいたします。

○総務常任委員長（土屋勝利君） まず今現在国保の支払いをするに9月まで延ばしていくということもできないと。現状として支払いがもう既にかかっている状況ではないかと思っておりますので、そういう状況でやむを得ず予算は先に組まなければならないというように思うわけです。そういうことですからこの予算を計上したと。

○議長（森 温繁君） 1 番。

○1 番（沢登英信君） いかんして予算を措置するということは、当然委員会としてもできない、議会としてもそういうものは通すことできないということになると思いますが、その審議はどのようにされたのかと。委員長としてそれは法律を犯すものではないと、こういう確証があるならば、法律のどこのどういう条例の体系に従って違法でないかと、これを明らかにしていただきたい。

○総務常任委員長（土屋勝利君） その点については討議はなかったものですから、私として申すことはできません。違法かどうかということですね。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） よろしいですか。1 番。

○1番（沢登英信君） この当局が出している予算については、大変不況なのでその影響をもろにかぶると。したがってそのもろにかぶっている、所得が落ちている市民にさらに一層厳しい税率の課税をすると、8.15の課税に引き上げると、こういうところに大きな特徴があると思いますが、国民健康保険のこの税がお互いに支え合う、助け合うと、こういう精神に従っているとすれば、現年度で9割程度の徴収率しかないということになりますと、1割の人たちの負担を免除して9割の人たちがその分を課税を大きくされて負担をすると、こういうことになろうかと思います。

この現状を改善をするということになりますと、徴収率を上げていく、現年の徴収率を上げていく、こういうことしかないと思うわけです。それを昨年当初予算よりもさらに徴収率を下げる、91であったものを90.5にすると、こういうような後退的な予算案になっているわけです。ますます滞納金が増えていってこの国保会計が逼迫をしていく。どこに改善の目安が、方向づけがされているのかということになりますと、そういうものが全く、滞納がどんどん増えていくだけで、改善の方向が何ら示されていない。しかもそれらの負担は被保険者であります一般のこの加入世帯の人たちに、7,400世帯の人たちに過重の負担を求めていく、こういう結果になっているわけです。

そこをどのように抜け出していくのか、当局がどう努力をするのか、議会がどこをどうチェックしてその方向を示すのかということが委員会として問われていると思うわけでございます。単に当局の出されたものを認めるのではなくて、どうしたら現在のこの課題にこたえることができるのか、こういう観点からの議論が当然必要だろうと思います。徴収率の引き上げが、やってみなければわからないということではなくて、予算ですから、予算の中にちゃんとした目標、数値目標を掲げて具体的な事業を展開をしていく、こういう姿勢が当然必要だと思いますが、その議論がどのようにされたのか再度お尋ねいたします。

○総務常任委員長（土屋勝利君） まずはただいま申されましたように、9割の方々には負担がかかってくるというようなことではございますが、それに対しては当然未納者の方は徴収をしていかなければならないということで当局側にもいろいろ質問をさせていただきまして、それを解決しないとこの段の比率が変わってこないということで当局側にはお願いはしてありますが、はっきりとした数字が、これだけできますということにはちょっと言えないというようなことで、努力をするというようなことで一応委員会では承知をしているということではございます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 最後になろうかと思いますが、総務常任委員会の中で、国から来るべき金、財政調整負担金の1%が予算に見込まれていない。それは2,000万円程度になりそうであると。また2%程度の徴収率を、90.05を92.05と92%台に引き上げることによって滞納も少なくなるし値上げを食いとめることができると、こういう思いが委員の皆さんの中であって、一定の議論を傍聴させていただきますけれども、したかと思うわけです。そういう経緯の中で、市長の当局の意向を聞こうということで委員会出席を求めたと。

こういう経緯の中で、石井市長は国保の運営協議会の責任者の方が見えて、議論をしてきたこの答申案を修正するようであればやめさせていただくと。国保の運営委員のそれぞれの人たちがやめさせていただくと、こういう発言をして総務委員会の皆さんにそのまま通してほしい旨のような、圧力をかけたとも思われるような発言をされたわけでございます。委員の中からは、おかしいという意見も当然出されていたと思うわけでございますが、委員会として、また委員長として、それらの議会の審議権をないがしろにするような発言であるわけですので、きっちり対処すべきと思うわけでございますが、どのような見解なのか再度お尋ねをいたします。

○総務常任委員長（土屋勝利君） 先ほども申しましたように、市長からそういうお話は聞きましたけれども、別にそこで委員会においていろいろ審議をしたわけでもありませんので、そのまま問題はないというように私どもは判断いたしました。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 2、3点お尋ねします。

今回の値上げの前提は、医療費がかなり増大するだろうということで提案がなされたわけなんです。昨年13%の値上げが見込まれたときの医療費の増加、療養給付金については、確か私の記憶ですと11億4,000万円程度の実績に対して12億円というようなことで、6,000万円か8,000万円ぐらい療養給付費が1年間で増大するだろうというようなことで値上げをしたんですが、今回は11億6,000万円に対して13億円ということで、昨年を上回る大幅な伸びだということで値上げが提案されていたんですが、昨年、一昨年に比べて今年が特に、これまでの5年、6年を見ても結構なんです。よりも大幅に今年は伸びるという前提ですが、その伸びるというのはどのような根拠で今年は大きく伸びるんだというようなことがなされたのか、審議ではその点をどんなふうに審議されたのかということをお尋ねしたいと思います。

それから2点目に、沢登議員が言いましたこの市長の発言なんです、委員会の審査において市長より、運協の委員長さんが運協の答申よりも税率を変えられては困ると、もうそういうことであつたら私はやめるぞと、こういう市長の発言があり、そのまま取り消されなかつたということでもありますから、この委員会においては審査の対象、審査の中の1つの要素として運協の委員長が、もし運協の答申を変えるようなことがあつたらやめるぞということ審査の1つの中身に入れて、その前提にこの審査が行われたという理解でよろしいでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

○総務常任委員長（土屋勝利君） それでは医療費の値上げの問題でございますが、13億円にしたのも実は去年の平成16年の3月の医療にかかる人員、数字的にはちょっとわかりませんが、そして平成17年度の3月においてかかる人員が増大している約2割ぐらい、3月においても増えていると。そして去年の医療費の支給が、今年が約1億800万円ぐらい3月でもう出ているというようなことで、これを推移していけば当然13億円をオーバーするではないかと、そういう一つの試算の中でこの数字を持ってきたのが事実ではないかというように私どもはそのときに判断しました。

そして今の運協の問題でございますが、我々は十分市長が来る前にいろいろとその中で討議をさせていただいた中で、その後最終的に委員会においてちょっと、少数意見ではないけれども、訂正をしていただきたいというような意見がありまして、そのときに市長さんに来ていただいていろいろ意見を聞いたというような実態でございますので、別にその話を聞いてこの原案を通そうというような考え方はなかったのではないかと思います。私はそう判断しました。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） ちょっと言い忘れたんで3つ聞きたいんですが。

最初まず、13億円を超えるではないかという前提で話し合つたとすれば、国保は赤字だと。つまり今の値上げでは足りないということで、しかし足りないんだけど一般会計から繰り入れてくれるだろうからという前提でこの値上げが決まったというように聞こえるんですけども。つまり当初の当局説明は13億円ぐらいくんではないかということで値上げ率が出た。しかし委員会では13億円は超えるだろうと、足りないだろうという、赤字だということで委員会は答申をしたとこういう答弁なんです、それでいいのかどうか。委員長は先ほど13億円を超えるということを前提に決めたというから、これはもう国保は赤字が前提なの

で値上げ足りないぞと、こういうことで決めたというような発言に聞こえたけれども、その点を確認したい。

それからもう一つは、先ほど沢登議員が1%のやつが予算に反映されていないのは、これが入るかどうかわからないからだというような答弁だったんですが、実は国保税そのものが100%入るかどうかわからないわけですよ。率的に100%入らないわけだ。したがって、実績あるいは値上げを見込みながら、100は入らないけれども9割は入るだろうということで国保税の収入は見込まれているわけですよ。

したがってこの1%について言えば、50%認められたのが49になり、1%は裁量だよと。しかしながら、1%、2,200万円全額入るかどうかわからないけれども、0ということはこれ限りなくないわけですよ、それは半分になるかもしれない。その額は不明であるが、入ること自体は極めて確率が高いわけですよ、入ることは。したがって、2,200万円全部を見ることはない。しかし入ること自身がほぼ確定であるなら、それは5割なり3割なりそれは当然見るのは本来の筋だろうと。委員会においてはこれはどういうふうに考えているのか。

それから市長の発言も含めて、あるいは承認なり資料というものは、それ1点だけで結論が出るということはないでしょう、恐らくね。多様な要素を考えながら、当然委員会は結論を出すわけですよ。その要素の1つとして市長の発言を認めたということなんですよ。つまり、その発言は不適當で委員会審査の資料とするにはふさわしくなければ、発言の削除を求めなければいけない。しかしその審査の資料としてこれはいいと。これは値上げをこの税率でいくのかどうかという審査をするのに、運協の委員長が、そんな料率を変更したら僕はやめますよと、料率変更されたら困りますよと、こういう発言が審査の資料として適當であると。それでもって全部が決定されたわけではないわけだ。ただし、幾つかある資料の中の1つとして、資料として認めたということなのかどうかということです。

○総務常任委員長（土屋勝利君） 今のあれですが、資料というんではなくて、ただ……。

〔「資料になるんだって。この発言が議事録にも載っているんだから」  
と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） ええ。市長からの話の中ではありました、確かに。そういう意見あったけれども、我々としてはそのときにその問題を、それではと言って委員さんとは討議したわけでもなし、ただ聞き流したというのが実際でございます。何らあれはしていないよ。

〔発言する者あり〕



○総務常任委員長（土屋勝利君） いや、市長さんからの話は確かにあったことは事実ですよ  
ね。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時13分休憩

---

午前11時23分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの3番議員の質問に対しまして、委員長の答弁を求めます。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） それでは、運協の問題につきましては確かに委員会でお話  
がありましたが、それ以上には踏み込みませんでしたので。

以上です。

そして、先ほど医療費の13億円というような点で申しましたが、これは税務課長さんが、  
例えば平成17年度の3月の支払い推移をしていくとこういう数字になるのではないかというよ  
うなことで話があったということでございますので、そういうことでご了解願いたいと思ひ  
ます。

〔発言する者あり〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） その点はいろいろ審議をさせていただきましたが、本当に  
当局側とも話をさせていただき、まだ未定であり何とも言えないと、9月にならないとい  
うような答弁でございましたので、我々もそこまでしか話はしていなかったと思います。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 質問に対してちょっとちゃんと答えてほしいんですけども。

市長の発言については、要は聞き流しただとかそういうのを言う話ではなくて、要するに  
当局の説明、いろいろな説明があるではないですか。資料も出る。そういう説明とか資料と  
同じように審査していく、その参考資料の1つとして市長の発言を委員会としては認めたよ  
と。この市長の発言も考慮に入れながら、それはいろいろな当局の説明の1つとして、それ  
をその資料として認めてこの結論を出したと。それは1%あったのか0.何%あったのか何割  
あったか知らないけれども、いずれにしてもこの審査をやる上で、その市長の発言というの  
は審査の中の参考資料の1つなんだろうと。つまり小林さんが削除を要求したというけれ

ども、削除をしないでそのまま受け入れたということはその参考資料の1つとして入っているということでしょう、委員会の審査の中の。だからそのことですよ。そのことをだから、入っているのか入っていないのかと。これは事実経過を見れば入っているのは明らかなんだけれども。それはそのことを確認したいと、委員長に。そういうことですから、質問は。

13億円超えたというのは説明案の中で委員長が先ほど13億円を越えると、そのことをもってこれを値上げを決めたと、それは間違いだったということで了解しました。

それから当局の1%は、僕が聞いているのは、税金も100%は入らないんだけど、9割ぐらいは入るだろうということで9割の入金を見込んでいるわけですよ。税だって、全額が入ってこないからと言って、税の税収は0ですと、こういうことはやらないわけですよ。満額もやらないかわりに、9割程度は入るでしょうといったわけだ。そうすると県の1%がわからないというか、入るか入らないかわからないということなのかと。

それはだって、常識的にいえば、50%くれるよと言っていただけども1%は県の裁量になったよと。では裁量になったからといたって、1%といたって、2,200万円ですからね。それをいきなり0にするというのは常識的にいえば考えられないし。市としたっていきなり0はないでしょうと。それは0.5になるのか0.3になるのか0.7になるのかわからないけれども、入らないということではないだろうと。9月にならないと額は未定だよと。だけれども、入るんであればそれは、税金は9割見たように、5割とか3割入ることを見込むべきではないですかと。こういうことをお尋ねしているんです。

○10番（小林弘次君） 議長、いいですか。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） ただいまの伊藤議員の質問でございますが、総務常任委員の一員として補足説明をさせていただきます。

まず第1点の、既に委員長が報告してあるとおり、市長以下、当局の説明を聴取の上、慎重に審議したということで足りると思います。これがまず第1点の質問に対する回答でございます。委員会の立場です。

次に、調整交付金が5%県に移行されて、そのうちの1%は見込まずにそれを上乗せして税率を算定したというのはご承知のとおりです。この点については、課長並びに係長等に県との文書があるのかと、そういう文書が、通達の文書があるのかということとはきちんと問い合わせました。しかし課長、係長は、全然県との文書はないということ。ではどういうあれでそれが出たと言ったら、課長、実際に担当している係が予算編成に当たって県に問い合わせ

せたところ、この1%については9月に調整、要するに要綱を制定して年度内に交付をする  
とこういう返答でございました。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） ただいまの補足説明で了解をしました。

あとお願いをしたいのは、運協の答申というものは、これは尊重されてしかるべきですよ  
ね。そう思います。しかしながら、議会には議会独自の審議権というものがありますから、  
尊重することを前提に来たものに対して議会の委員会の審議中に、委員長からまるで答申と  
違う答えが出たら困りますよというような発言が委員会の中に入ってくるのは甚だ不相当で  
はないかというふうに思いますので、この点については今後慎重に対応をしていただきたい  
ということをお願いします。

それから1%については、やって、交付額が決まるということであればこれはやはり直接  
住民の負担を大きくすることだから、その額が例え0.5でも何でも、それは入ってくるんな  
ら見込めばそれだけ住民の負担は軽くできるんですよ。これは。だからやはり僕は2つも言  
ったけれども、議員というのは住民の感情や思いを代弁しなければならない立場だから。そ  
れによって、例え1,000万円入る、半分入れば1%下げられるわけですよ。住民の負担を。  
それをしなかった。住民の負担に対してあまりにもむとんちゃくだった。そのことを痛切な  
思いで僕は残念に思いますよ。

今後はぜひできる限り、やむを得ず値上げするのは仕方ないにしても、できる限りやはり  
住民の負担を軽くするような形でぜひやっていただきたいということをお願いして私の質問  
を終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

総務常任委員長、自席にお戻りください。

○1番（沢登英信君） 議長、1番。動議。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） ただいまの答弁の中で、ぜひ委員会の市長の発言を委員会の議事録か  
ら削除していただくと。そして市長の弁明を求めると。こういう措置を取っていただきたい  
と思います。動議として提案いたします。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 1 分休憩

---

午前 1 1 時 3 8 分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

ただいま沢登議員より動議が出されましたが、これにつきましては、今後議会運営委員会で協議させていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ありがとうございます。

次に、土屋誠司君の登壇をお願いいたします。

〔15番 土屋誠司君登壇〕

○議長（森 温繁君） 議第49号に対する少数意見者の報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。これをもって、少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席へお戻りください。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず、議第48号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

○1番（沢登英信君） 20年以上の勤務職員に対しますこの条例の廃止は、今日の財政の逼迫の中で検討されたとは言いながら、退職手当組合にそれぞれ長い間掛金を掛けてきて、そしてその職員に報いようとするこの制度になっているわけでございます。現時点でこれを廃止することは、市の財政にとって全く影響しないばかりか、職員にのみ厳しい対応を迫るところという内容になっているわけでございます。こういう観点から申して、退職手当組合できっちりこの内容について議論をして、退職手当組合の結論を待ってこの条例の廃止を検討するというのが順番であると思うわけでございます。

こういう点から見まして、この条例案の廃止に、給与条例の一部改正に反対をするものでございます。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 中村 明君登壇〕

○7番（中村 明君） 議第48号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対しまして、賛成者の立場から賛成討論をさせていただきます。

職員等の給料、手当は、国家公務員の給与に準じた取り扱いをしてきていると聞いております。当局はその一例として毎年人事院勧告に基づきまして給与改定を行っているそうでもあります。今回の退職時の1号アップ削除につきましても国や県が廃止したことを受けての実施であり、さらには地方公務員法にも規定されているとおり、職員の給与は民間事業の従事者の給与、そのほかの事情を考慮して定めることになっております。そうした観点からも今回の改正は市民も評価をしているところであります。また、職員組合とも7回にわたり協議をしたと聞いております。5月16日に合意をしていることから、私は当局の改正案に賛成するものであります。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって、討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって議第48号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

○1番（沢登英信君） 議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をさせていただきます。

ご案内のように国民健康保険のこの事業は、市民の約7,400世帯、1万3,000人を超える被保険者が加入をしている、この下田でも一番大きな医療保険制度であると言えると思うわけでございます。この制度が年々値上げをして、さらに滞納額も3億円から4億円になろうかという大変な事態に立ち至っているわけでございます。医療費の高騰をこの保険料の値上げのみによって解決をしようと、この当局の姿勢が少しも改められていない。こういう状態では年々、毎年値上げしていかなければならないと、こういうことになっていこうかと思えます。今年度のこの改定案もそれを解決する内容になっていない点が大きな課題であろうと思えます。

それだけではなくて、法律に違反をしてまでこの値上げ案が進められようとしている。国県が医療費の50%を負担し税をその50%負担する。この社会保障としての仕組みが、49%しか見込まず、被保険者に、市民に51%を課税をしようと。その額は2,200万円、2,000万円以上を超えるような形になろうかとしているわけです。単純に計算をしましても、世帯当たり3,000円内外の値上げをこの財政調整交付金を予算に見込まないことによって、市民に、被保険者にしわ寄せをしていると、こういう形になっていようかと思えます。

この税の徴収といいますか、課税の調定額が少ないということも大変不況が深刻になり、中小の零細業者の皆さんあるいは退職した皆さんがこの国保に加入をしているわけですので、課税が伸びない、伸びないからその大変な人たちにさらに一層多くの課税を、所得に8.15%という課税をさらに追徴をしようと、こういう仕組みになっているわけでございます。

これをやはり断ち切る方法、幾らかでも値下げをしていく、こういう姿勢と、この矛盾を断ち切っていく方針を示していかなければならないと思うわけでございます。そういう意味では少数者意見の報告にその解決の方向が明確にうたわれていると思うものでございます。そういう観点から、この改正案に反対をするものでございます。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 中村 明君登壇〕

○7番（中村 明君） 賛成者としての意見討論を行います。

昭和34年に新国民健康保険法が施行され市町村が保険者となり、昭和36年に国民皆保険体

制が達成し、今日まで至っていることは皆様もご存じのとおりだと思います。その間には本人負担が5割から3割になり、昭和58年に老人保健法の施行や、昭和59年の退職者医療制度の創設などがあり、また昭和63年に保険基盤安定制度もできましたが、この経済不況による所得の減少、低所得者の増加により保険税の増加が見込まれない現状で、国民健康保険制度は一向に改善ができておりません。それに伴い、国民健康保険税財政の悪化は続くばかりでございます。これはもう皆様もご承知のことと思います。既に市町村を保険者とするこの制度では立ち行かないところまできております。

当局側も、私たち議会側も、できることならば税率のアップは避けたいとの思いは共通であります。しかしながら今回前年度繰越金が予想以上に確保され、これを全額歳入として見込み、介護保険への1,000万円の一般財源を充当しても、課税所得の減少、国の制度改正等からの歳入の歳出に見合う確保は大変不可能な状態でございます。その上、一般会計からのさらなる赤字繰り入れは、財源確保ができない上、各予算全体の均衡を失うことにもなります。

今後、この国民健康保険制度の抜本的な改正が避け得ない状況となっていることは、先にも述べたとおり十分に認識しているものであります。しかし、現行この制度が存在する限り、何としても運営していかなければならないのは事実であります。基金も皆無と言っても過言ではございません。当市の国民健康保険財政の確保には、医療費の抑制、またそのほか諸政策、また滞納金の収納に今まで以上の努力をも必要といたします。そうした状況の中で今回の税率アップは本意ではございませんけれども、やむを得ないものとして賛成するものであります。中村明。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論ありませんか。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

○10番（小林弘次君） 私、総務常任委員会でこの土屋誠司議員とともに、修正案、原案を少しでも市民の加入者の負担を軽減させるために修正案を提出させていただきました。

さらに土屋議員がこの本会議におきまして、この下田市の国保の事業の問題点、そしてそれに対する対応策、今日の引き上げのこの無謀さ、こういったものについてる説明したとおりであろうと思います。

ご承知のように国保税というのは、医療費を、加入者の医療費の3割負担を除く、あるいは

は2割負担を除く7割あるいは8割の負担を保険者が診療機関に支払うというこういう制度で、それらがいわゆる社会保険等におけるところの雇用者の負担する50%を、国保は雇用者がいないわけですから国が50%負担するという、こういうことで進んでいるわけでございます。社会保険は、あるいは自治体職員が加わっている共済組合等については現在の国保の税よりもはるかに少ない、要するに負担で事態が解決されているわけでございます。

国保がいかに厳しい状況にあるかということは、なぜ国保のみ他の社会保険と比べて重い加入者負担が進められるのかということについては、国保加入者における制度のさまざまな改革があったけれども、零細でしかも高齢者を中心とする、こういう加入状況によって医療費の増高が、他の健康な人たちが加わっている医療保険とは実態が違っているということ、これはそのとおりであるわけでございます。

しかしそういった中で、この税というものは今申し上げましたように、零細な加入者から税負担をいただいているわけです。その税のこの算定の基礎は、所得に応じて負担する、そして固定資産税に応じて負担する、そして3点目に、加入世帯の人員に応じて負担する、そして世帯割ということで負担すると、この4つの要件に基づいてこの税というものが組み立てられているものでございます。ところが、したがって、一番問題になる所得につきましては、前年の所得に対して、簡単には平成16年度の市民の所得に対して課税されるものでございます。

今下田市の状況は、あじさい祭その他、例年になく観光客の入り込みも少ないと、極めて厳しい経済状況にあるわけです。私は税負担に耐えられない、市税あるいはその他の税負担に耐えられない市民の悲鳴が聞こえると思います。皆さんの議論されたように、議会や市当局はいかにこの市民の税負担、負担を軽減させるかという、この視点が一番大事だと思います。いかにしたら市民の負担を軽減させるかと、これが一番大事だと思います。

ところが今回の引き上げにつきましては、るる皆さん方がお話されたように、当然見込むべき経費も見込まず、あるいは膨大な3億6,000万円、平成16年度から17年度に繰り越された未収額が3億6,000万円、これらの解決もほとんど手をつけようとしないで、さらに平成17年度の徴収率も、沢登議員がおっしゃったように、前年よりもさらに低い徴収率しか見込まないという、極めて怠慢、ずさんな積算に基づいて税が決められたわけでございます。

ちなみに、このもし仮にこのような税率が決められるならば、恐らく下田市は県下自治体の一番高い国保税ということになると思います。さらにもう一方、膨大なこの未収金、未納を抱えているということは、これまた県下一番の未収ということになるわけです。近隣市町



村では既に申し上げましたように、南伊豆町であるとか、松崎町であるとか、西伊豆町においては50%余を超える徴収率を行っているわけです。こういう点でやはり今回一番の問題点は、厳しい財政状況下にある市民の負担をいかに軽減させるのかという思いやりのない、この値上げになっているということが第1点の問題点。

第2点は、税率を引き上げなくても今申し上げましたようなさまざまな要因を、ちょっと努力をすればそれができる条件にあるわけでございます。そういうものに手をさわらずに、安易に税負担、税率を上げて市民の負担を増やすという方向でこれを打開しようとしているものであります。この点は、このことは土屋誠司議員の少数意見報告書にもありましたが、所得の15%、16%もの国保税のみで、所得の15%、16%に近い税負担をさせるということは、その他の市税、公共料金等の負担を合わせますと莫大な市民負担の増大になるわけです。

これではますます滞納を増幅させて、いわゆる滞納、未納、そして国保税の税率のアップというこの悪循環をますます増加させるものである。どこかで滞納が広がる、そして税の確保ができない、税率アップ、この悪循環をどこかで断たなければならない。それが執行責任者の最大の責務であるわけです。ところが、今回の皆さんご指摘のとおり、これらに対する施策というのは全く皆無であるわけです。

そういう点におきまして、国保事業に対する抜本的な改革ということをお願いしておりますが、やはり下田市として、税率を上げる、そして滞納が増える、さらに今度はまた税率を上げる、滞納が増える、この悪循環をどこかで断っていかなければならない。それにはやはり今回のこの税率引き上げに対して、いささかでも市民の負担を軽減させ税の徴収率をアップさせる目標値を定め、そしてそうするためには、この当局原案を議会の良識として修正案を出し、そしてそれによって執行を迫るというこれ以外にないと思うわけでございます。

私は良識ある議員の皆さんに、厳しい国保の運営ということについてあえて言うならば、その状況の中でなおかつ一般財源の補てん等ということをしなくても十分にこの現在の税率よりも低い税率でできるということがあるわけでございますから、良識ある皆さんの決断でこれは修正し、可決すべきものであると、こういうふうに考えるものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって、討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 2分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

○1番（沢登英信君） それでは、反対討論をさせていただきます。

この補正予算は、約8,600万円になりますこの医療費の不足を、税の課税を引き上げることによって賄おうという内容でございます。当局がとるべき努力を、被保険者であります世帯主に一方的に課税を強化していく。滞納繰越分の3億6,000万円、これが4億円を超えようかというこの大勢もそのままにされているわけであります。また、本来国から来るべき医療費の1%をこの予算に見込んでいないばかりか、その分を住民に課税をすると、上乗せ課税をする、こういう経過になっているわけでございます。

大変な状況の中で医療費が高騰すれば値上げをすると。さらに徴収率が低下をする。そし

てまた値上げをする。このような悪循環がより一層膨らんでいくという予算の内容に手を貸す結果につながる予算であると思うわけでございます。こういう観点からこの予算に賛成するわけにいかない。しかも夫婦それぞれで100万円程度の所得者に対して15万7,000円もの、この国保だけの課税を強いる内容になっているわけでございます。

ぜひともそういう意味では、当局の努力によって徴収率を2%程度引き上げることによって、また法律で決められましたこの1%分の財政調整交付金をきっちり予算に見込むことによりまして、この値上げをせずに運営ができるという可能性も十分秘めているわけでございます。そういう観点から言って、一方的に被保険者であります住民にのみ課税の負担を強いる改正案に伴う予算案を認めることはできないと、反対討論をするものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

これをもって、討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の方向どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第53号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は委員長の報

告どおりこれを可決することに決定いたしました。

---

◎発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は日程により、発議第4号 高齢者の交通事故防止に関する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

○16番（嶋津安則君） 発議第4号 高齢者の交通事故防止に関する決議。

上記の決議を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成17年6月30日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。以下敬称は省略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由。

市民一丸となって高齢者の交通事故防止に邁進するため。

高齢者の交通事故防止に関する決議。

平成16年に発生した下田市の交通事故による死者数は、市民や関係団体のたゆまない努力により、前年比50%減と減少の傾向にあります。

しかしながら、依然として多くの方々の尊い生命が交通事故で失われていることは、誠に残念であり、交通事故のない「安全で安心に暮らせる社会」を実現することは、市民すべての願いであり、重要な課題である。特に、65歳以上の高齢者の関連事故は、30%を超え、県下平均を10%も大幅に上回る状態である。

今後、高齢化の進展に伴い、交通事故に占める高齢者の割合はますます高くなっていくことが予想され、高齢者の交通安全対策に重点的に取り組むことが極めて喫緊の課題となっている。

よって、本市議会は、市民一丸となって高齢者の交通事故防止に邁進することを決意するとともに、すべての市民が「やさしさと思いやり」のある安全運転の必要性を思い起こし、高齢者保護規定の徹底が図られるよう強く呼びかける。

また、市当局においても、「高齢者いたわり運転の推進」と「交通マナーの向上」をスロ

ーガンに、高齢者交通安全教育の実施、高齢者を守るネットワークづくり、高齢者に配慮した交通安全施設の整備など高齢者の交通事故防止対策に、さらに全力を挙げて取り組むよう求めるものである。

以上、決議する。

平成17年6月30日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 高齢者の交通事故防止に関する決議は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第5号及び発議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第5号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について、発議第6号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

○16番（嶋津安則君） 発議第5号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地方六団体改革案の早期実現に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、郵政民営化・経済財政政策担当大臣に提出するものとする。

平成17年6月30日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。以下敬称は省略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由。

地方六団体改革案を早期に実現するため。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書。

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額は平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とはいえない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記。

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認

められないこと。

3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。

4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。

5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月30日。静岡県下田市議会。

発議第6号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地方議会制度の充実強化に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣に提出するものとする。

平成17年6月30日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。以下敬称は省略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由。地方議会制度を充実させ強化するため。

地方議会制度の充実強化に関する意見書。

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。



こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調整会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月30日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 発議第5号及び発議第6号について提出者の説明が終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第5号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第6号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

発議第5号及び発議第6号に対する質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第5号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第6号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会、建設経済常任委員会、厚生文教常任委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成17年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成17年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時23分閉会